



ヤマダ会計NEWS 9月号

＜会社の未来を考えてみませんか＞

中小企業庁のデータによると中小企業数は現在約380万社、この6年間で約40万社が減ったこととなります。

そして、帝国データバンクの調査によるとその減少の理由としては、倒産以上に休・廃業、解散する企業が圧倒的に多く、経営者の5人に2人が70歳以上になっている実情からも、代表者の高齢化と後継者不在による廃業の問題が浮き彫りになっています。



円滑な事業承継を考えると後継者を探し、育てるには、5年10年かかります。現在は「家業」という概念も薄くなっており、子供に事業を引き継ぐことも難しくなってきました。今後は、もっと柔軟に親族以外の方への事業承継も考えていく必要がありそうです。

2017年には、団塊世代の経営者も70歳を迎えます。ご自分の会社の未来をどのようにしていきたいか、ヤマダ会計と一緒に改めて考えてみませんか。

(代表 山田義之)

平成28年7月1日

「中小企業等経営強化法」が施行されました！

「経営力向上計画」を策定し、担当省庁に認定を受けることで、

①固定資産税の軽減措置(3年間1/2に軽減)

対象設備:160万円以上の機械及び装置であり、生産性が年1%以上向上する設備

②その他金融支援として信用保証協会による信用保証枠の拡大

③ものづくり補助金申請時の加点対象となる など、

様々な支援が受けられます。

機械装置の設備投資をご検討されている方は、固定資産税の軽減措置が受けられるか、まずは、ご確認を！！

軽減を受けられる設備等、税制について詳しく知りたい方は、ヤマダ会計ホームページをご確認いただくか、弊社、担当者へお問い合わせください！



9月の経営者「基礎」講座

いまさら聞けない 経営計画の作成・モニタリング入門(実践編)

日時：9月28日(水) 18:30～

講師：(税)ヤマダ会計 決算診断士 二橋俊明

参加費：500円(税込)

場所：浜松労政会館(浜松商工会議所 7階)



※お問い合わせ・お申し込みは 電話:053-448-5505 担当:田中

平成28年10月1日から社会保険の適用範囲が拡大します！

従業員501人以上の事業所に、パートやアルバイトとして働いている皆さん、平成28年(2016年)10月1日から厚生年金保険・健康保険(社会保険)の加入要件が、これまでの「正社員の4分の3以上」、「週30時間以上労働」から広がることをご存じですか？
(注意)平成31年以降は従業員500人以下の事業所も適用予定です。

○社会保険の何が変わるの？

以下の3つの要件全てを満たす、パートやアルバイトの従業員は、社会保険に加入しなければなりません。

①継続して1年以上雇用されることが見込まれること

②1週間の所定労働時間が20時間以上

③月額賃金が88,000円以上(年収106万以上)

それでは、下記の社会保険チェックシートで確認してみましょう！

～ 次に当てはまる方は、

社会保険の新たな加入対象者である可能性があります ～

Q1 以下の項目のうち、いずれか1つでも該当しますか？

- ☐ 年金や医療保険の保険料を自身の給与から天引きされている。
- ☐ 現在、学生である。(夜間、定時制の方は除きます)
- ☐ 雇用期間が1年未満の予定。(更新の可能性のある方は除きます)
- ☐ 現在、70歳以上である。(健康保険は75歳以上なら該当となります)
- ☐ 勤め先の会社従業員数(正社員など)は、500人以下である(※)。

(※)正社員の方など、すでに社会保険の対象となっている従業員の数でお答えください。当てはまるかどうか不明の場合は、勤め先の会社にお尋ねください。

はい

いいえ

Q2 1週間あたりの決まった労働時間は20時間以上ですか？

※残業時間は含めません。あらかじめ働くことが決まっている労働時間(所定労働時間)をご確認ください。
※なお、雇用保険に加入している方は「はい」へお進みください。

いいえ

はい

Q3 1か月あたりの決まった賃金は88,000円以上ですか？

※賞与、残業代、通勤手当などは含めません。
あらかじめ決まっている賃金(所定内賃金)をご確認ください。
※契約書等不明な場合は、一定の計算式に基づいて算定します。

いいえ

はい

厚生年金保険・健康保険の加入対象になる可能性があります。

新たに厚生年金保険や健康保険に加入する方ではありません。

出典:政府広報オンライン

例えば、結婚している女性が夫の健康保険の扶養家族で居るためには、「年収130万未満」という枠を守ってさえいれば保険料を負担しなくて良かったのですが、上記要件を満たせば妻自身が社会保険に加入することになります。いわゆる「扶養範囲以内130万円で働く」は無意味となります。

今回の適用拡大は、パート、アルバイトなど非正規社員の主婦等からも社会保険料を徴収するための「大改革」です。女性も男性もシニアも障害者もみんなで働いて、税金や保険料を納めることで社会を支えていかなければなりませんね！

(社会保険労務士 増田展子)

質問・疑問は、各担当者までご連絡ください。